

監事 大谷 晃士

監事 井上 道夫

監査報告書

私ども監事は、地方独立法人法第13条第4項の規定に基づき、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの第16期事業年度における業務の執行を監査いたしました。

その結果につき、以下のとおり報告いたします。

1 監査の方法の概要

私ども監事は、理事会その他重要な会議に出席するとともに、重要な決裁文書を読覧しました。また、理事長等から業務の報告を聴取し、各部門責任者からは業務処理の状況の説明を受けるとともに、財務諸表（貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書、利益の処分に関する書類（案）、行政サービス実施コスト計算書及びこれらの附属明細書、事業報告書及び決算報告書について、その適正性を検討しました。

2 監査の結果

- (1) 財務諸表（利益の処分に関する書類（案）を除く。）は、財政状態・運営状況、キャッシュフローの状況及び行政サービス実施コストの状況を適正に表示していると認めます。
- (2) 利益の処分に関する書類（案）は、法令に適合しているものと認めます。
- (3) 事業報告書は、業務運営の状況を正しく示していると認めます。
- (4) 決算報告書は、予算の区分に従って決算の状況を正しく示していると認めます。
- (5) 理事長及び理事の業務執行に関しては、不正の行為又は法令定款に違反する重大な事実はありません。

以上